

議会資料 108号

議会年報（令和3年）

目 次

1 議会の構成

(1) 議員名簿	1
(2) 議員数及び任期	3
(3) 正・副議長	3
(4) 党派・会派別議員数	4
(5) 会派別議員名簿	5
(6) 委員会	6
(7) 代表者会議	8
(8) 議会選出各種委員・組合議会議員	9
(9) 立川市議会政治倫理審査会委員	10

2 議会の活動状況

(1) 本会議の開催状況	11
(2) 本会議の提出案件数	12
(3) 本会議の審議結果	13
(4) 本会議の傍聴状況	14
(5) 委員会の開催状況・審査件数及び傍聴者数	15

3 付議事件

(1) 市長提出案件	16
(2) 委員会提出案件	26
(3) 議員提出案件	27
(4) その他の案件	28
(5) 請願	29
(6) 陳情	35
(7) 意見書	59
(8) 決議	64

4 一般質問

一般質問	65
------	----

5 文書質問

文書質問	91
------------	----

6 行政視察の実施状況

(1) 常任委員会	92
(2) 特別委員会	92

7 他都市からの視察状況

他都市からの視察状況	93
------------------	----

8 議会日程

議会日程	94
------------	----

9 議会事務局

(1) 議会事務局の機構	100
(2) 事務分掌	100

凡例・文中敬称は省略させていただきました。

改元に伴い、平成と令和の表記があります。

1 議会の構成

(1) 議員名簿

(4. 1. 31 現在)

選挙 平成 30 年 6 月 17 日執行

任期 平成 30 年 7 月 14 日～令和 4 年 7 月 13 日

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	党派	所 属 委員会	当選 回数
1	山本 洋輔	高松町 2-19-1 (事務所)	080-5650-7833	無	環建	1
2	くぼた 学	柴崎町 3-12-9 バームコー ト立川 102 号	080-2984-0110	N	文教	1
3	わたなべ 忠司	栄町 2-20-11	534-9639	立	文教	1
4	瀬 順弘	富士見町 7-32-44 レガリ ア 120	524-4944	公	厚産	2
5	大沢 純一	一番町 4-35-21	506-8605	公	文教	2
6	対馬 ふみあき	栄町 2-27-2-205	537-2012	自	厚産	1
7	条川 敏男	若葉町 4-20-2	042-849-7343	自	厚産 議運	1
8	松本 マキ	錦町 1-14-2 レックス立川 2 階 (事務所)	512-7506	自	総務	2
9	松本 あきひろ	富士見町 6-17-203	528-2708	自	厚産 議運	2
10	江口 元気	錦町 2-2-20	512-9226	自	文教	2
11	頭山 太郎	柴崎町 3-10-13 プラウド 立川 207	524-6119	無	総務 議運	3
12	門倉 正子	砂川町 5-31-12	534-5525	公	総務 議運	2
13	山本 みちよ	若葉町 4-25-1 若葉町団地 44-503	537-2866	公	環建	3
14	大石 ふみお	羽衣町 1-24-11 コープ西 国立 621 号	548-7004	民	総務	4
15	伊藤 大輔	砂川町 8-18-25	540-0184	無	環建 議運	4

議席 番号	氏 名	住 所	電話番号	党派	所 属 委員会	当選 回数
16	稲橋 ゆみ子	砂川町8-80-2	537-3367	立	厚産	4
17	中町 聡	羽衣町2-29-11 コーポヤマザキ101 (事務所)	526-3252	共	文教 議運	2
18	若木 早苗	西砂町6-55-7 (事務所)	560-9557	共	厚産	2
19	浅川 修一	柴崎町1-18-25 (事務所)	522-8606	共	総務	7
20	永元 須摩子	若葉町3-39-6	536-2038	共	厚産	4
21	上條 彰一	栄町4-45-35	535-8016	共	環建	9
22	須崎 八朗	幸町2-42-2	536-0290	無	環建	5
23	高口 靖彦	柏町4-15-24	534-0267	公	総務 議運	4
24	福島 正美	錦町1-13-26	522-9971	公	文教	4
25	伊藤 幸秀	高松町2-26-14 メリーコート立川202号	522-5399	公	環建	6
26	中山 ひと美	曙町3-2-15 グレーシアシティ立川 A511	528-4744	自	文教	5
27	木原 宏	砂川町4-31-3	535-6391	自	環建	4
28	佐藤 寿宏	幸町5-10-2	536-9130	自	総務	6

※自…自由民主党 公…公明党 共…日本共産党 民…国民民主党 立…立憲民主党
N…NHKから国民を守る党 無…無所属

(2) 議員数及び任期

(4. 1. 31 現在)

条 例 定 数	現 員 数	任 期
28 人	28 人	平成 30 年 7 月 14 日～令和 4 年 7 月 13 日・・・27 名 平成 30 年 7 月 20 日～令和 4 年 7 月 13 日・・・1 名

(3) 正・副議長

(4. 1. 31 現在)

議 長	福島 正美	令和 2 年 6 月 17 日 就任
副 議 長	中山 ひと美	令和 2 年 6 月 17 日 就任

(4) 党派・会派別議員数

(4. 1. 31 現在)

会 派 党 派	安進会 たちかわ自民党・	公 明 党	日 本 共 産 党	民 主 ・ 市 民 フ ォ ー ラ ム	立 憲 民 主 ・ た ち か わ	N H K か ら 国 民 を 守 る 党	緑 た ち か わ		合 計
自 由 民 主 党	8 (2)								8 (2)
公 明 党		7 (2)							7 (2)
日 本 共 産 党			5 (2)						5 (2)
立 憲 民 主 党				1	1 (1)				2 (1)
国 民 民 主 党				1					1
N H K か ら 国 民 を 守 る 党						1			1
無 所 属	1			1			1	1	4
計	9 (2)	7 (2)	5 (2)	3	1 (1)	1	1	1	28 (7)

() 内は女性議員数(内数)

(5) 会派別議員名簿

(4. 1. 31 現在)

会 派 名	議 員 氏 名
たちかわ自民党 ・安進会 9人 (内線 3341, 3351)	会 長 木原 宏 幹事長 頭山 太郎 佐藤 寿宏 中山ひと美 松本あきひろ 江口 元気 松本 マキ 桑川 敏男 対馬ふみあき
公明党 7人 (内線 3346, 3356)	幹事長 高口 靖彦 副幹事長 山本みちよ 伊藤 幸秀 福島 正美 門倉 正子 大沢 純一 瀬 順弘
日本共産党 5人 (内線 3344)	団 長 永元 須摩子 浅川 修一 若木 早苗 上條 彰一 中町 聡
民主・市民フォーラム 3人 (内線 3345, 3355)	会 長 大石ふみお 幹事長 伊藤 大輔 わたなべ忠司
立憲民主・たちかわ 1人 (内線 3343)	代 表 稲橋ゆみ子
NHKから国民を守る党 1人 (内線 3342)	くぼた 学
緑たちかわ 1人 (内線 3342)	代 表 山本 洋輔
1人	須崎 八朗

(6) 委員会

ア 常任委員会

委員会名	定数 (現員数)	所 管 事 項
総 務	7人 (7人)	総合政策部（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、行政管理部、財務部、市民生活部、公営競技事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項
厚 生 産 業	7人 (7人)	産業文化スポーツ部、子ども家庭部、福祉保健部及び農業委員会に関する事項
環 境 建 設	7人 (7人)	まちづくり部及び環境下水道部に関する事項
文 教	7人 (7人)	総合政策部（総合教育会議に関する事項に限る。）及び教育委員会に関する事項

常任委員会委員（任期2年）

(4. 1. 31 現在)

委員会名	委 員		
総 務	◎門倉 正子 大石ふみお 佐藤 寿宏	○松本 マキ 浅川 修一	頭山 太郎 高口 靖彦
厚 生 産 業	◎松本あきひろ 糸川 敏男 永元須摩子	○瀬 順弘 稲橋ゆみ子	対馬ふみあき 若木 早苗
環 境 建 設	◎須崎 八朗 山本みちよ 伊藤 幸秀	○山本 洋輔 伊藤 大輔	木原 宏 上條 彰一
文 教	◎大沢 純一 江口 元気 中山ひと美	○くぼた 学 中町 聡	わたなべ忠司 福島 正美

◎委員長 ○副委員長

イ 特別委員会

(4. 1. 31 現在)

特別委員会名	設置期間	定数	付託事項	委員
議会改革	R2. 12. 17 ～)	7人	・議会改革について	◎山本みちよ ○対馬ふみあき 山本 洋輔 わたなべ忠司 大沢 純一 頭山 太郎 永元須摩子
予算	R3. 2. 24 ～ R3. 3. 22	22人	・令和3年度各会計予算 及び関連議案	◎頭山 太郎 ○大沢 純一 ○山本 洋輔 くぼた 学 わたなべ忠司 瀬 順弘 対馬ふみあき 桑川 敏男 松本 マキ 松本あきひろ 江口 元気 門倉 正子 山本みちよ 伊藤 大輔 稲橋ゆみ子 中町 聡 若木 早苗 永元須摩子 上條 彰一 須崎 八朗 伊藤 幸秀 佐藤 寿宏
決算	R3. 9. 8 ～ R3. 9. 30	24人	・令和2年度各会計決算	◎佐藤 寿宏 ○門倉 正子 ○わたなべ忠司 山本 洋輔 くぼた 学 瀬 順弘 大沢 純一 対馬ふみあき 桑川 敏男 松本 マキ 松本あきひろ 江口 元気 山本みちよ 大石ふみお 伊藤 大輔 稲橋ゆみ子 若木 早苗 浅川 修一 永元須摩子 上條 彰一 須崎 八朗 高口 靖彦 伊藤 幸秀 木原 宏

◎委員長 ○副委員長

ウ 議会運営委員会

(4. 1. 31 現在)

任 期	2年
定 数	9人以内
協議事項	① 会議の会期及び日程に関すること ② 会議の議事の取扱いに関すること ③ 会議運営に関すること ④ その他議長の諮問に関すること
委 員	◎高口 靖彦 ○頭山 太郎 糸川 敏男 松本あきひろ 門倉 正子 伊藤 大輔 中町 聡

◎委員長 ○副委員長

(7) 代表者会議

(4. 1. 31 現在)

議 長	福島 正美
副 議 長	中山 ひと美
たちかわ自民党・安進会	木原 宏
公 明 党	高口 靖彦
日 本 共 産 党	永元 須摩子
民主・市民フォーラム	大石 ふみお

(8) 議会選出各種委員・組合議会議員

(4. 1. 31 現在)

監査委員

頭山 太郎

東京たま広域資源循環組合議会議員

木原 宏

立川・昭島・国立聖苑組合議会議員

糸川 敏男 浅川 修一

三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事・委員

理 事 福島 正美

第1委員会(上水道) 山本みちよ

第2委員会(下水道) 伊藤 大輔

第3委員会(道 路) 上條 彰一

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会委員

須崎 八朗 福島 正美

野火止用水保全対策協議会委員

山本 洋輔 わたなべ忠司 中町 聡

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会委員

伊藤 幸秀 福島 正美

多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会会員

福島 正美

東京河川改修促進連盟理事

福島 正美

東京都市公平委員会関係団体協議会委員

福島 正美

立川市表彰審査会委員

門倉 正子 中山ひと美 福島 正美

立川市青少年問題協議会委員

くぼた 学 福島 正美

立川市都市計画審議会委員

瀬 順弘 大沢 純一 対馬ふみあき 江口 元気

伊藤 大輔 稲橋ゆみ子 中町 聡

立川市民生委員推薦会委員

稲橋ゆみ子 福島 正美

立川市国民健康保険運営協議会委員

江口 元気 大石ふみお 若木 早苗

(9) 立川市議会政治倫理審査会委員

(4. 1. 31 現在)

① 議員

江口 元気 上條 彰一 山本みちよ わたなべ忠司

② 市民

奥村 幸男 三上 操 宮本 直樹

③ 有識者

◎山本 哲子 ○深田 則夫

◎会長 ○副会長

2 議会の活動状況

(1) 本会議の開催状況

区分		会 期	会期日数	本会議日数	会 議 時 間
定 例 会	第1回	3.2.18 ~ 3.3.22	33	6	33時間39分
	第2回	3.6.2 ~ 3.6.24	23	6	29時間23分
	第3回	3.9.2 ~ 3.9.30	29	6	33時間57分
	第4回	3.11.30 ~ 3.12.20	21	6	31時間52分
臨 時 会	第1回	3.1.21	1	1	0時間44分
	第2回	3.4.14	1	1	0時間52分
	第3回	3.4.27	1	1	0時間59分
	第4回	3.7.26	1	1	0時間49分
合 計			110	28	132時間15分

(2) 本会議の提出案件数

区分 会議別		市長提出							委員会提出	議員提出				選挙	請願	陳情	その他	合計
		条例	予算	決算	契約等	報告	諮問	その他		条例・規則	意見書	決議	その他					
定例会	第1回	21	15	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	3	3	48
	第2回	5	2	0	3	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	7	3	28
	第3回	4	4	7	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	2	22
	第4回	8	8	0	2	0	0	15	0	0	0	0	0	0	1	4	2	40
臨時会	第1回	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	第2回	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	第3回	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	第4回	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
合計		38	32	7	8	4	0	21	4	0	2	0	0	0	3	16	14	149

(3) 本会議の審議結果

区分 会議別		市長提出						議員・委員会提出				選挙	その他	請願・陳情					
		可決	否決	認定	同意	承認	了承	了答	可決	否決	審議未了			継続	採択	不採択	審議未了	継続	撤回
定例会	第1回	38	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	2	2	0	1	0
	第2回	11	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	7	3	4	0	0	0
	第3回	8	0	7	1	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0
	第4回	28	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	3	0
臨時会	第1回	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	第2回	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	第3回	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	第4回	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
計		90	0	7	5	4	0	0	6	0	0	0	0	18	6	8	0	5	0

(4) 本会議の傍聴状況

会 議 名	会 期	傍 聴 者 数
第 1 回 定 例 会	3. 2. 18 ~ 3. 3. 22	8
第 2 回 定 例 会	3. 6. 2 ~ 3. 6. 24	17
第 3 回 定 例 会	3. 9. 2 ~ 3. 9. 30	18
第 4 回 定 例 会	3. 11. 30 ~ 3. 12. 20	16
第 1 回 臨 時 会	3. 1. 21	0
第 2 回 臨 時 会	3. 4. 14	0
第 3 回 臨 時 会	3. 4. 27	0
第 4 回 臨 時 会	3. 7. 26	0
合 計		59

(5) 委員会の開催状況・審査件数及び傍聴者数

区分	委員会名	開催回数	会議時間	議案	請願	陳情	その他	計	傍聴者
常任委員会	総務	4	18時間46分	0	2	7	0	9	18
	厚生産業	4	31時間55分	6	1	3	4	14	10
	環境建設	4	17時間48分	4	0	5	4	13	10
	文教	4	21時間22分	1	0	1	0	2	5
	計	16	89時間51分	11	3	16	8	38	43
	議会改革	6	5時間52分	0	0	0	10	10	1
	予算	5	34時間10分	19	0	0	1	20	1
	決算	4	27時間12分	7	0	0	1	8	0
	計	15	67時間14分	26	0	0	12	38	2
議会運営委員会		15	3時間29分	0	0	0	45	45	0
合計		46	160時間34分	37	3	16	65	121	45

議員全員協議会	4	0時間57分	0	0	0	13	13	
新型コロナウイルスワクチン接種に関する協議会	1	3時間9分	0	0	0	1	1	

3 付 議 事 件

(1) 市長提出案件

第1回臨時会(令和3年1月21日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 1 号	令和2年度立川市一般会計補正予算 (第11号)	3.1.21 3.1.21	3.1.21 可 決 (全会一致)	1億3,817万1千円の増額。 補正後の総額は1,038億 6,199万8千円

第1回定例会(令和3年2月18日～3月22日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 2 号	令和3年度立川市一般会計予算	3.2.18 3.2.18 予算特別	3.3.22 可 決 (賛成多数)	総額 779 億円 対前年比 1.8%減
議 案 第 3 号	令和3年度立川市特別会計競輪事業 予算	3.2.18 3.2.18 予算特別	3.3.22 可 決 (全会一致)	総額 178 億 8 千万円 対前年比 2.9%増
議 案 第 4 号	令和3年度立川市特別会計国民健康 保険事業予算	3.2.18 3.2.18 予算特別	3.3.22 可 決 (全会一致)	総額 164 億 8 千万円 対前年比 0.2%減
議 案 第 5 号	令和3年度立川市特別会計駐車場事 業予算	3.2.18 3.2.18 予算特別	3.3.22 可 決 (全会一致)	総額 9 千万円 対前年比 24%増
議 案 第 6 号	令和3年度立川市特別会計介護保険 事業予算	3.2.18 3.2.18 予算特別	3.3.22 可 決 (全会一致)	総額 142 億 2 千万円 対前年比 3.5%減
議 案 第 7 号	令和3年度立川市特別会計後期高齢 者医療事業予算	3.2.18 3.2.18 予算特別	3.3.22 可 決 (全会一致)	総額 42 億円 対前年比 1.4%増
議 案 第 8 号	令和3年度立川市下水道事業会計予 算	3.2.18 3.2.18 予算特別	3.3.22 可 決 (全会一致)	収益的支出 47 億 7 千万円 資本的支出 49 億 8 千万円
議 案 第 9 号	令和2年度立川市一般会計補正予算 (第12号)	3.2.18 3.2.18	3.2.18 可 決 (全会一致)	4 億 5,835 万 2 千円の増 額。補正後の総額は 1,043 億 2,035 万円
議 案 第 10 号	新清掃工場整備運営事業基本契約変 更契約	3.2.18 3.2.18	3.2.18 可 決 (全会一致)	契約金額を 8,991 万 4 千円 増額し、185 億 5,891 万 4 千 円に変更するもの

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 11 号	立川市道西 1 2 0 号線の認定について	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 環 境 建 設	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	寄附を受けた路線について認定要件を満たしているため、市道として認定するもの
議 案 第 12 号	立川市公園条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (全会一致)	「立川市西砂三南公園」を都市公園以外の公園とするため
議 案 第 13 号	立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	東京都道路占用料等徴収条例の一部改正の施行に伴う条例改正
議 案 第 14 号	立川市水路条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	東京都河川流水占用料等徴収条例の一部改正の施行に伴う条例改正
議 案 第 15 号	立川市事務手数料条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正の公布に伴う条例改正
議 案 第 16 号	立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	西武立川駅北口において、自転車の駐車需要への対応を図るための条例改正
議 案 第 17 号	立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	国民健康保険法施行令等及び健康保険法施行令等の一部改正の施行に伴う条例改正
議 案 第 18 号	立川市介護保険条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	第 8 期介護保険事業計画策定及び健康保険法施行令等の一部改正の施行に伴う条例改正
議 案 第 19 号	立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (賛成多数)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正の公布に伴う条例改正
議 案 第 20 号	立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (賛成多数)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正の公布に伴う条例改正
議 案 第 21 号	立川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (全会一致)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正の公布に伴う条例改正

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 22 号	立川市指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (賛成多数)	指定居宅サービス等の事 業の人員、設備及び運営に 関する基準等の一部改正 の公布に伴う条例改正
議 案 第 23 号	立川市幼稚園入園支度金貸付条例の 一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	幼児教育の振興を図るた めの条例改正
議 案 第 24 号	立川市特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の利用者負担に関する 条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (全会一致)	地方税法等の一部改正の 施行に伴う条例改正
議 案 第 25 号	立川市中小企業勤労者福祉厚生資金 助成条例を廃止する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	利用実績が過去 5 年間な いこと、また、都において 同様の制度が充実した内 容で実施されていること から条例を廃止するもの
議 案 第 26 号	立川市都市軸沿道地域企業誘致条例 の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (全会一致)	都市軸沿道地域における 開発に一定の区切りがあ ったことから条例改正す るもの
議 案 第 27 号	立川市消防団員の任用、給与、分限及 び懲戒、服務等に関する条例の一部を 改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	消防団員の確保及び士気 高揚を図るため条例改正 するもの
議 案 第 28 号	立川市職員のサービスの宣誓に関する条 例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (全会一致)	宣誓書の様式から押印欄 を廃止するため、条例改正 するもの
議 案 第 29 号	立川市職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8	3 . 2 . 1 8 可 決 (全会一致)	週休日の変更を規定し、介 護休暇等の対象となる要 介護者の範囲の見直しを 行うもの
議 案 第 30 号	立川市会計年度任用職員の報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	会計年度任用職員の期末 手当について減額を行う 条例改正
議 案 第 31 号	立川市一般職の職員の旅費に関する 条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	職員に支給する旅費の見 直しを行う条例改正
議 案 第 32 号	立川市公の施設指定管理者候補者選 定審査会条例の一部を改正する条例	3 . 2 . 1 8 3 . 2 . 1 8 予 算 特 別	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	公の施設指定管理者候補 者選定審査会の委員につ いて条例改正するもの
議 案 第 33 号	令和 2 年度立川市一般会計補正予算 (第 1 3 号)	3 . 3 . 1 5 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	13 億 9,702 万 3 千円の増 額。補正後の総額は 1,057 億 1,737 万 3 千円
議 案 第 34 号	令和 2 年度立川市特別会計競輪事業 補正予算 (第 2 号)	3 . 3 . 1 5 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	6 億 7,199 万 9 千円の増 額。補正後の総額は 189 億 1,293 万円

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 35 号	令和 2 年度立川市特別会計国民健康 保険事業補正予算（第 4 号）	3 . 3 . 1 5 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 （全会一致）	1 億 5,842 万 7 千円の増額。補正後の総額は 167 億 1,101 万 5 千円
議 案 第 36 号	令和 2 年度立川市特別会計駐車場事 業補正予算（第 1 号）	3 . 3 . 1 5 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 （全会一致）	2,332 万 9 千円の増額。補正後の総額は 9,835 万 4 千円
議 案 第 37 号	令和 2 年度立川市特別会計介護保険 事業補正予算（第 2 号）	3 . 3 . 1 5 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 （全会一致）	繰越明許費の補正
議 案 第 38 号	令和 2 年度立川市特別会計後期高齢 者医療事業補正予算（第 3 号）	3 . 3 . 1 5 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 （全会一致）	3,990 万 1 千円の増額。補正後の総額は 41 億 9,643 万 2 千円
議 案 第 39 号	令和 2 年度立川市下水道事業会計補 正予算（第 3 号）	3 . 3 . 1 5 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 （全会一致）	下水道事業費用を 1,692 万 9 千円減額。補正後の総額は 48 億 1,697 万 4 千円。資本的支出を 2 億 2,300 万円増額。補正後の総額は 49 億 2,711 万 2 千円

第 2 回臨時会(令和 3 年 4 月 14 日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 40 号	専決処分について(立川市市税賦課徴 収条例の一部を改正する条例)	3 . 4 . 1 4 3 . 4 . 1 4	3 . 4 . 1 4 承 認 （全会一致）	地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正
議 案 第 41 号	専決処分について(立川市都市計画税 条例の一部を改正する条例)	3 . 4 . 1 4 3 . 4 . 1 4	3 . 4 . 1 4 承 認 （全会一致）	地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正
議 案 第 42 号	令和 3 年度立川市一般会計補正予算 (第 1 号)	3 . 4 . 1 4 3 . 4 . 1 4	3 . 4 . 1 4 可 決 （全会一致）	4億3,871万7千円の増額。補正後の総額は 783 億 3,471万7千円

第 3 回臨時会(令和 3 年 4 月 27 日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 43 号	令和 3 年度立川市一般会計補正予算 (第 2 号)	3 . 4 . 2 7 3 . 4 . 2 7	3 . 4 . 2 7 可 決 （全会一致）	2,136万6千円の増額。補正後の総額は 783 億 5,608 万 3 千円

第2回定例会(令和3年6月2日～6月24日)

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結果	内容
議案第44号	専決処分について[令和3年度立川市一般会計補正予算(第3号)]	3.6.2 3.6.10	3.6.10 承認 (全会一致)	2億6,746万5千円の増額。補正後の総額は786億2,354万8千円
議案第45号	令和3年度立川市一般会計補正予算(第4号)	3.6.2 3.6.10	3.6.10 可決 (全会一致)	3億7,949万8千円の増額。補正後の総額は790億304万6千円
議案第46号	立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3.6.2 3.6.10	3.6.10 可決 (全会一致)	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正
議案第47号	立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3.6.2 3.6.10	3.6.10 可決 (全会一致)	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う条例改正
議案第48号	立川市事務手数料条例の一部を改正する条例	3.6.2 3.6.10	3.6.10 可決 (全会一致)	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う条例改正
議案第49号	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	3.6.2 3.6.10	3.6.10 可決 (全会一致)	地方税法や関連する法令の改正等を受けて条例改正するもの
議案第50号	立川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例	3.6.2 3.6.10	3.6.10 可決 (全会一致)	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正
議案第51号	令和3年度立川市一般会計補正予算(第5号)	3.6.17 3.6.24	3.6.24 可決 (全会一致)	1億5,708万6千円の増額。補正後の総額は791億6,013万2千円
議案第52号	立川市新学校給食共同調理場整備運営事業契約	3.6.17 3.6.24	3.6.24 可決 (賛成多数)	107億517万1千円で株式会社立川学校給食サービスと契約
議案第53号	立川市立第十小学校中規模改修工事(建築)請負契約	3.6.17 3.6.24	3.6.24 可決 (全会一致)	2億878万円で株式会社長井工務店と契約
議案第54号	立川市立立川第一中学校各所改修工事(外壁改修)請負変更契約	3.6.17 3.6.24	3.6.24 可決 (全会一致)	契約金額を177万9,800円増額し、1億5,009万3,900円に変更するもの
議案第55号	和解について	3.6.17 3.6.24	3.6.24 可決 (全会一致)	土地の返還及び土地に設置してある防火貯水槽の撤去について、土地所有者と和解するもの

第4回臨時会(令和3年7月26日)

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議案 第56号	立川市立川公園野球場3塁側スタンド及びネットフェンス等改修工事(建築)請負契約	3.7.26 3.7.26	3.7.26 可 決 (全会一致)	2億9,920万円で昇和建设株式会社と契約
議案 第57号	消防自動車の買入れについて	3.7.26 3.7.26	3.7.26 可 決 (全会一致)	2,508万円で日本機械工業株式会社と契約

第3回定例会(令和3年9月2日~9月30日)

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議案 第58号	令和2年度立川市一般会計歳入歳出決算	3.9.2 3.9.8 決算特別	3.9.30 認 定 (賛成多数)	歳入決算額1,055億3千万円 歳出決算額 989億7千万円 実質収支額 53億4千万円
議案 第59号	令和2年度立川市特別会計競輪事業歳入歳出決算	3.9.2 3.9.8 決算特別	3.9.30 認 定 (全会一致)	歳入決算額 186億5千万円 歳出決算額 184億5千万円 実質収支額 2億円
議案 第60号	令和2年度立川市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算	3.9.2 3.9.8 決算特別	3.9.30 認 定 (全会一致)	歳入決算額 164億9千万円 歳出決算額 162億1千万円 実質収支額 2億7千万円
議案 第61号	令和2年度立川市特別会計駐車場事業歳入歳出決算	3.9.2 3.9.8 決算特別	3.9.30 認 定 (全会一致)	歳入決算額 1億1千万円 歳出決算額 9千万円 実質収支額 1千万円
議案 第62号	令和2年度立川市特別会計介護保険事業歳入歳出決算	3.9.2 3.9.8 決算特別	3.9.30 認 定 (全会一致)	歳入決算額 138億2千万円 歳出決算額 134億8千万円 実質収支額 3億4千万円
議案 第63号	令和2年度立川市特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算	3.9.2 3.9.8 決算特別	3.9.30 認 定 (賛成多数)	歳入決算額 41億8千万円 歳出決算額 41億6千万円 実質収支額 3千万円
議案 第64号	令和2年度立川市下水道事業会計決算	3.9.2 3.9.8 決算特別	3.9.30 認 定 (全会一致)	収益的収入決算額 50億1千万円 収益的支出決算額 44億2千万円 資本的収入 31億8千万円 資本的支出 43億4千万円
議案 第65号	令和3年度立川市一般会計補正予算(第6号)	3.9.2 3.9.8	3.9.8 可 決 (全会一致)	10億7,345万7千円の増額。補正後の総額は802億3,358万9千円
議案 第66号	令和3年度立川市特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)	3.9.2 3.9.8	3.9.8 可 決 (全会一致)	1億2,801万7千円の増額。補正後の総額は43億3,269万2千円

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 67 号	立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置条例を廃止する条例	3 . 9 . 2 3 . 9 . 8	3 . 9 . 8 可 決 (全会一致)	新学校給食共同調理場整備運営事業の事業者選定の終了による条例の廃止
議 案 第 68 号	立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	3 . 9 . 2 3 . 9 . 8	3 . 9 . 8 可 決 (全会一致)	自転車等駐車場を新設及び廃止するための条例改正
議 案 第 69 号	立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 . 9 . 2 3 . 9 . 8	3 . 9 . 8 可 決 (全会一致)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う条例改正
議 案 第 70 号	立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	3 . 9 . 2 3 . 9 . 8	3 . 9 . 8 可 決 (賛成多数)	離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴う条例改正
議 案 第 71 号	令和 3 年度立川市一般会計補正予算 (第 7 号)	3 . 9 . 2 2 3 . 9 . 3 0	3 . 9 . 3 0 可 決 (賛成多数)	4 億 2,984 万 8 千円の増額。補正後の総額は 806 億 6,343 万 7 千円
議 案 第 72 号	令和 3 年度立川市特別会計介護保険事業補正予算 (第 1 号)	3 . 9 . 2 2 3 . 9 . 3 0	3 . 9 . 3 0 可 決 (賛成多数)	1,467 万 7 千円の増額。補正後の総額は 142 億 3,415 万 3 千円
議 案 第 73 号	立川市監査委員の選任について	3 . 9 . 3 0 3 . 9 . 3 0	3 . 9 . 3 0 同 意 (全会一致)	土谷伸明氏を選任

第 4 回定例会(令和 3 年 11 月 30 日～12 月 20 日)

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 74 号	専決処分について [令和 3 年度立川市一般会計補正予算 (第 8 号)]	3 . 1 1 . 3 0 3 . 1 1 . 3 0	3 . 1 1 . 3 0 承 認 (全会一致)	2,125 万 3 千円の増額。補正後の総額は 806 億 8,469 万円
議 案 第 75 号	令和 3 年度立川市一般会計補正予算 (第 9 号)	3 . 1 1 . 3 0 3 . 1 1 . 3 0	3 . 1 1 . 3 0 可 決 (全会一致)	1 億 9,459 万 1 千円の増額。補正後の総額は 808 億 7,928 万 1 千円

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結果	内容
議案 第76号	令和3年度立川市下水道事業会計補正予算(第1号)	3.11.30 3.11.30	3.11.30 可決 (全会一致)	下水道事業収益39万6千円の増額。補正後の総額は52億1,669万8千円。下水道事業費用125万円の増額。補正後の総額は47億7,224万円。資本的収入と資本的支出をそれぞれ654万円増額。補正後の総額は39億1,950万8千円と49億8,889万5千円
議案 第77号	立川市林間施設指定管理者の指定について	3.11.30 3.12.7 文 教	3.12.20 可決 (全会一致)	株式会社レストラン・ピガールを指定管理者に指定するもの
議案 第78号	立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場ほか19施設の指定管理者の指定の変更について	3.11.30 3.12.7 環 境 建 設	3.12.20 可決 (全会一致)	日本コンピューター・ダイナミクス株式会社が管理している20施設に1施設を追加し、2施設を削除するもの
議案 第79号	立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場ほか3施設の指定管理者の指定の変更について	3.11.30 3.12.7 環 境 建 設	3.12.20 可決 (全会一致)	サイカパーキング株式会社が管理している4施設に1施設を追加するもの
議案 第80号	立川市柏地域福祉サービスセンター指定管理者の指定について	3.11.30 3.12.7 厚 生 産 業	3.12.20 可決 (全会一致)	社会福祉法人至誠学舎立川を指定管理者に指定するもの
議案 第81号	立川市羽衣地域福祉サービスセンター指定管理者の指定について	3.11.30 3.12.7 厚 生 産 業	3.12.20 可決 (全会一致)	社会福祉法人恵比寿会を指定管理者に指定するもの
議案 第82号	立川市上砂地域福祉サービスセンター指定管理者の指定について	3.11.30 3.12.7 厚 生 産 業	3.12.20 可決 (全会一致)	社会福祉法人敬愛会を指定管理者に指定するもの
議案 第83号	立川市総合福祉センター指定管理者の指定について	3.11.30 3.12.7 厚 生 産 業	3.12.20 可決 (全会一致)	社会福祉法人立川市社会福祉協議会を指定管理者に指定するもの
議案 第84号	立川市幸児童館指定管理者の指定について	3.11.30 3.12.7 厚 生 産 業	3.12.20 可決 (全会一致)	特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定するもの
議案 第85号	立川市高松児童館指定管理者の指定について	3.11.30 3.12.7 厚 生 産 業	3.12.20 可決 (全会一致)	特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者に指定するもの
議案 第86号	立川市行政区域における国立市道路線認定の承諾について	3.11.30 3.12.7 環 境 建 設	3.12.20 可決 (賛成多数)	国立市が市域を超えて立川市域内に路線認定を行うことを承諾するもの。
議案 第87号	立川市下水道条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.12.7	3.12.7 可決 (全会一致)	地方税法等の一部を改正する法律の公布による地方自治法の改正に伴う条例改正

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議 案 第 88 号	立川市事務手数料条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.12.7	3.12.7 可 決 (全会一致)	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の公布による長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う条例改正
議 案 第 89 号	立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.12.7	3.12.7 可 決 (全会一致)	民法の一部を改正する法律、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う条例改正
議 案 第 90 号	立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.12.7	3.12.7 可 決 (全会一致)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が訂正されたことに伴う条例改正
議 案 第 91 号	立川市運動場条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.12.7	3.12.7 可 決 (全会一致)	運動施設におけるネーミングライツ導入に伴い、広告スペースの使用に関する規定及び使用料を定めるもの
議 案 第 92 号	立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.11.30	3.11.30 可 決 (全会一致)	東京都指定職給料表適用職員に準拠し、議会の議長、副議長及び議員の期末手当について減額
議 案 第 93 号	立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.11.30	3.11.30 可 決 (全会一致)	市長、副市長及び教育長の期末手当を議員同様に改定
議 案 第 94 号	立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3.11.30 3.11.30	3.11.30 可 決 (全会一致)	東京都人事委員会の勧告に準拠し、一般職職員の期末手当を減額
議 案 第 95 号	令和3年度立川市一般会計補正予算(第10号)	3.11.30 3.11.30	3.11.30 可 決 (全会一致)	13億2,070万円の増額。補正後の総額は821億9,998万1千円
議 案 第 96 号	令和3年度立川市一般会計補正予算(第11号)	3.12.13 3.12.20	3.12.20 可 決 (賛成多数)	37億3,123万円の増額。補正後の総額は859億3,121万1千円

番号	案件名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結果	内容
議案 第 97 号	令和 3 年度立川市特別会計競輪事業 補正予算 (第 1 号)	3.12.13 3.12.20	3.12.20 可決 (全会一致)	41億95万1千円の増額。補正後の総額は219億8,382万1千円
議案 第 98 号	令和 3 年度立川市特別会計介護保険 事業補正予算 (第 2 号)	3.12.13 3.12.20	3.12.20 可決 (全会一致)	3億5,081万3千円の増額。補正後の総額は145億8,496万6千円
議案 第 99 号	令和 3 年度立川市下水道事業会計補 正予算 (第 2 号)	3.12.13 3.12.20	3.12.20 可決 (全会一致)	「枝線埋設工事(単独処理区)」の本工事の、年度内での完了が困難となったことから、翌年度予定分と合わせて債務負担行為の設定を行うもの。
議案 第 100 号	土地の買入れについて	3.12.13 3.12.20	3.12.20 可決 (賛成多数)	立川市新学校給食共同調理場用地として立川基地跡地の留保地の一部で、12,000.01 m ² の土地を、9億764万5千円で財務省から随意契約により買入れするもの
議案 第 101 号	立川市立第十小学校中規模改修工事 (建築) 請負変更契約	3.12.13 3.12.20	3.12.20 可決 (全会一致)	中規模改修工事において設計内容の条件等に変更が生じたことから契約金額を345万4千円増額するもの。
議案 第 102 号	立川市教育委員会委員の任命につ いて	3.12.20 3.12.20	3.12.20 同意 (全会一致)	伊藤 憲春氏を任命
議案 第 103 号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて	3.12.20 3.12.20	3.12.20 同意 (全会一致)	須崎 伸子氏を推薦
議案 第 104 号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて	3.12.20 3.12.20	3.12.20 同意 (全会一致)	宮木 たつ子氏を推薦
議案 第 105 号	人権擁護委員候補者の推薦につ いて	3.12.20 3.12.20	3.12.20 同意 (全会一致)	大槌 正則氏を推薦
議案 第 106 号	令和 3 年度立川市一般会計補正予算 (第 12 号)	3.12.20 3.12.20	3.12.20 可決 (全会一致)	40億6,672万2千円の増額。補正後の総額は899億9,793万3千円

(2) 委員会提出案件

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
委員会提出 議案第 1 号	建設アスベスト被害の全面解決に向けた意見書	3 . 3 . 2 2 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	59 ページ参照
委員会提出 議案第 2 号	立川市議会会議規則の一部を改正する規則	3 . 3 . 2 2 3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 可 決 (全会一致)	全国市議会議長会の標準市議会会議規則の改正に伴い、代表的な欠席事由を明記するとともに、産前産後の欠席期間について範囲を明記。
委員会提出 議案第 3 号	水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染についての意見書	3 . 6 . 1 6 3 . 6 . 2 4	3 . 6 . 2 4 可 決 (全会一致)	60 ページ参照
委員会提出 議案第 4 号	再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030 年エネルギー基本計画の改定に関する意見書	3 . 6 . 1 6 3 . 6 . 2 4	3 . 6 . 2 4 可 決 (全会一致)	61 ページ参照

(3) 議員提出案件

番 号	案 件 名	提出年月日 付議年月日 付託委員会	議決年月日 結 果	内 容
議員提出 議案第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書	3.9.28 3.9.30	3.9.30 可 決 (全会一致)	62 ページ参照
議員提出 議案第2号	出産育児一時金の増額を求める意見書	3.9.28 3.9.30	3.9.30 可 決 (全会一致)	63 ページ参照

(4) その他の案件

案 件 名	付議年月日	議決年月日 結 果	内 容
予算特別委員会の設置及び委員の選任について	3 . 2 . 2 4	3 . 2 . 2 4 設 置 及 び 選 任	7 ページ参照
文教委員会特定事件継続調査について	3 . 3 . 2 2	3 . 3 . 2 2 決 定	閉会中も継続調査と する
陳情の一部訂正について	3 . 6 . 2	3 . 6 . 2 承 認	陳情第3号の一部を 訂正するもの
文教委員会特定事件継続調査について	3 . 6 . 2 4	3 . 6 . 2 4 決 定	閉会中も継続調査と する
決算特別委員会の設置と委員の選任について	3 . 9 . 8	3 . 9 . 8 設 置 及 び 選 任	7 ページ参照
総務委員会特定事件継続調査について	3 . 1 2 . 2 0	3 . 1 2 . 2 0 決 定	閉会中も継続調査と する

(5) 請 願

番 号	件 名	提 出 者	受理年月日 付議年月日 付託委員会	審議年月日 経過・結果
3-1	「地方自治体の放送受信契約に 公平性を求める意見書」の提出を 求める請願	千葉県市川市大洲 佐直 友樹	3 . 2 . 5 3 . 2 . 1 8 総 務	3 . 3 . 2 2 不 採 択
3-2	「NHK放送受信料の時効は5 年と放送法等に規定することを 求める意見書」の提出を求める請 願書	千葉県市川市大洲 佐直 友樹	3 . 2 . 5 3 . 2 . 1 8 総 務	3 . 3 . 2 2 不 採 択
3-3	補聴器についての助成を求める 請願	東京都立川市西砂町 立川生活と健康を守る会 代表 戸井田 春子 外 1156 名	3 . 1 1 . 1 9 3 . 1 2 . 7 厚 生 産 業	3 . 1 2 . 2 0 継 続

「地方自治体の放送受信契約に公平性を求める意見書」の提出を 求める請願

1 受理年月日 令和3年2月5日

2 請願者 千葉県市川市大洲
佐直 友樹

3 紹介議員 くぼた 学

4 請願の要旨

「地方自治体の放送受信契約に公平性を求める意見書」を地方自治法 99 条に基づき、立川市議会として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣に提出することを求める。

5 請願の理由

放送法 64 条 1 項にて「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定められている。この法律は車両に搭載されているカーナビにおいても同様であり事業所の公用車においては設置台数分の受信契約が必要となる(受信規約 2 条 4 項)。

私の居住する千葉県市川市と東京都立川市の消防車両のカーナビによる放送受信契約についての判断に差異が生じており、地方自治体の放送受信契約を全国レベルで見直す必要があると感じ請願書を提出した次第である。

2019 年 9 月の一般質問にて立川市の管理する公用車に設置されているカーナビによる放送受信契約について行政管理部長より答弁があった。

以下、立川市議会会議録より一部抜粋。

◆ 3 番 (くぼた学君) 御答弁ありがとうございます。

消防車や救急車は、現在地を示し、カーナビで目的を設置するのが本来の目的でありまして、NHK を視聴するのが目的ではないのは誰の目から見ても明白でございます。そもそもおかしいのは、運転中にNHKの番組を見るのが目的ではないにもかかわらず、カーナビにまでNHKの受信料を支払えという判決が出ていることでございます。

こうした場合でも、市では今後、NHKとカーナビの受信料支払いを考えているのでしょうか。

○議長 (佐藤寿宏君) 行政管理部長。

○行政管理部長 (田中準也君) 先ほど議員から御紹介がありましたように、最高裁の判決、それから令和元年 5 月 15 日、東京地方裁判所の判断がございまして判決が確定しておりますので、カーナビに対するNHKの契約を結ぶ方向で検討しているということでございます。

以上の立川市の行政管理部長の答弁の進捗状況を立川市に確認したところ設置日まで遡及した受信料の支払いを済ませ、今後も受信料の支払いを継続するとの説明を受けた。

一方で私の住む市川市においては消防車両 25 台の放送受信契約及び受信料の支払いは行われていない。そのことについて 2020 年 9 月の一般質問に対し財政部長が答弁をした。

以下、市川市議会 2020 年 9 月会議録より一部抜粋。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

テレビ受信ができないように工事を行う前の未契約のカーナビ 25 台に関しては支払いの義務がないという御答弁でしたが、放送法 64 条にて、受信機の設置者には放送受信契約が明確に義務づけられています。市川市の主張している支払いの義務がないという法的根拠をお伺いいたします。

○松永修巳議長 金子財政部長。

○金子 明財政部長 私より御答弁させていただきます。

公用車における放送受信契約につきましては、平成 29 年 12 月の最高裁判所における NHK 受信契約制度の合憲性についての判決結果を受け、昨年 10 月にテレビ受信機能の有無について調査を実施したところでございます。その結果、消防局が所管する一部の車両におきまして、放送受信機能を有する可能性のある車両が存在していたため、調査を実施した時点で視聴の確認が取れた 3 台の車両について改めて NHK との受信契約を取り交わし、納車時より遡及して受信料を納付いたしました。そのほかのテレビ視聴の確認が取れなかった車両につきましては、放送受信契約は行わなかったところでございます。このことは、現時点におきまして放送受信機能を有していない車両につきましては、今後放送受信契約を締結する必要はないことの確認は取れているものの、過去の契約につきましては、公金を支出するという観点から慎重に取り扱う必要があると考え、実際に視聴の確認が取れたものについてのみ契約を取り交わしたものでございます。以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。支払いの義務がないという法的根拠をお伺いしたのですが、納得いく答弁をいただけなくて残念に思います。

カーナビでの放送受信契約ですが、一般市民の場合はテレビの受信の確認をしていなくても契約を求められます。場合によっては恐怖心を与えるような強要に近い形で契約をさせられたという市民の声もいただいております。恐らく消防署にそういった NHK の訪問員が来ていないのかなと思います。一般市民の放送受信契約義務と市川市の放送受信契約義務では、法令の遵守という意味では全く重みが違うものと考えております。まずは、NHK や総務省に確認を取って、意見の相違があれば司法の判断を仰ぐべきだと考えています。市川市は法令違反をしているかもしれないといった疑いを生じさせないように早急な対応をお願いいたします。こちらは要望とさせていただきます。引き続き話し合いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上の市川市の財政部長の答弁の通り、テレビ受信の確認を取っていないカーナビ(テレビ受信機能付き)25 台に関しては公金の支出は慎重に取り扱うとし、今も尚、未契約、未払いの状態である(2021 年 2/2 現在)。テレビ受信の確認をしていない受信機は放送受信契約義務がないといった判例等、法的根拠となるものを示すことや、NHK と総務省へ見解を求めることもない市川市の対応は法令の遵守を強く求められる立場として相応しくない態度であると感じる一方、立川市及び立川市議会においては公金の支出という市民への負担を承知の上で法令の遵守に重きをおいた決断をした。このことについては地方自治体としての決断に敬服した次第である。

以上の事例を踏まえると国民全体が等しく享受されるべき公共放送という観点で考えれば地方自治体ごとに放送法 64 条による放送受信契約義務の有無の判断に差異が生じている現状を放置し続けるようなことはあってはならない。無論、立川市としても受信料の支払いは立川市だけが行えば良いといった考え方はお持ちではないと察している。

国会及び政府においては直ちに全国、市区町村の管理する受信機(公用車、公共施設、学校等)の放送受信契約状況の調査、把握の上、放送受信契約の有無の判断の統一化を目的としたガイドラインの策定や法改正等、不公平の生じない措置を講じるよう意見書の提出を要望する。

「NHK放送受信料の時効は5年と放送法等に規定することを求める意見書」の提出を求める請願書

1 受理年月日 令和3年2月5日

2 請願者 千葉県市川市大洲
佐直 友樹

3 紹介議員 くぼた 学

4 請願の要旨

「NHK放送受信料の時効は5年と放送法等に規定することを求める意見書」を地方自治法第99条に基づき、立川市議会として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣に提出することを求める。

5 請願の理由

平成26年9月5日、最高裁判所第二小法廷において、NHK放送受信料債権は、旧民法第169条の「年又はこれより短い時期によって定めた金銭の給付を目的とする債権」（定期給付債権）に当たり、消滅時効は5年と解すべきであると判示した。受信料債権に旧民法第169条（消滅時効5年）が適用された背景には、特別法である放送法等に消滅時効の規定が存在しないため、一般法である民法が準用されたのである。また令和2年4月1日より施行された改正後の民法において、一般債権の消滅時効期間は原則として5年（主観的起算点）と定められた（新民法第166条）。

しかしながら、その後現在に至るまで、国会では特別法である放送法等に消滅時効の規定を設けようとする動きは見当たらない。民法上の時効は、債務者（国民）が債権者（NHK）に対し時効の援用をしなければ、5年という時効の利益を受けることができない。また、NHKが債務者（国民）に対して5年以上の請求をすることを禁じていない。実際、NHKは、最高裁判所の判決が出た後も、受信料の時効が5年であることを積極的に公表せず、5年以上放送受信料を滞納している債務者に対し、5年以上の請求を続けている。一方で、国税の消滅時効は、特別法である国税通則法第72条に、地方税の消滅時効は、地方税法第18条に規定されている。さらに、地方公共団体の金銭債権の消滅時効は、地方自治法第236条に5年と定められている。多種税金と受信料の消滅時効5年の相違は、債務者（国民）が事項の援用をしなくとも、5年という時効の利益を受けることができること、債権者（国や地方公共団体）が、債務者（国民）に対して5年以上の請求をすることができないことである（督促などで時効が更新している場合は除く）。

ところで、放送法第64条では、受信設備の設置者には受信契約の締結が義務付けられている。同様に下水道法第10条では、下水の排水設備等の設置が義務付けられている。契約等の義務が特別法により国民に課せられているという点で、NHK放送受信料は下水道等の公債権と同じ性質を有すると言える。従って、消滅時効期間が経過した場合、債務者による時効の援用を待たずに直ちに債権消滅という結果が発生する旨を明文化すべきである。

しかしながら、特別法である放送法に上述した法令に定められているような受信料債権の消滅時効の規定が存在しない。そもそも時効とは、①長時間継続した事実状態を維持することが、法律関係の安定のために必要であること、②権利の上に眠っている者は、法の保護に値しないこと、③あまりに古い過去の事実について立証することは困難であることに鑑み、その立証に代えて、一定事実の一定期間の継続の立証をもって、義務の不存在の主張をなすことを許す必要があることが趣旨を要し、時効制度は上記3つの根拠から多角的に正当化されるものと理解されている。それによって、国民が「消滅時効の援用」という極めて専門的な法知識があるか無いかの差で、受信料の消滅時効の完成による利益を受けることができる国民と、利益を受けることができない国民が生まれ、国民の間に不公平感が生じている。公共放送という性質からも国民に平等

に徴収すべきであるNHK放送受信料は、消滅時効において国民の法知識の差に関わらず平等にその権利が行使されるべきものである。よって、国会及び政府においては、放送法等にNHK放送受信料債権の消滅時効を規定するよう、立川市議会として、私たち国民の生命・財産を守るための前向きな取り組みとして、意見書の提出を強く要望する。

2021年11月19日

立川市議会議長
福島正美様

立川生活と健康を守る会
代表 戸井田春子 外1156名
連絡先 立川市西砂町
電話

紹介議員

上條彰一

補聴器についての助成を求める請願

請願の趣旨

高齢者の難聴の悩みは深刻です。本人はもちろん家族も悩んでいます。家族や周りの人びととのコミュニケーションがとりにくく誤解や孤立を招く原因になることもあります。また、難聴は認知症の悪化を進行させると指摘されています。

これらの問題の解決のためには補聴器をできるだけ早めに使用することが効果的であると言われていますが、補聴器は現在、数万円から数十万円と非常に高価で、多くの高齢者にとって、必要性が高いにもかかわらず入手が困難な器具となっており、高齢者福祉の増進のために、補聴器助成が必要と考えられます。

そこで、全国的に自治体による助成が広がっていて、東京23区では、15の区が補聴器購入費の一部補助あるいは補聴器現物支給で助成制度を実施しています。

立川市としても、補聴器助成を検討されることを望む次第です。

請願事項

補聴器購入費の補助など高齢者の補聴器使用を支援してください。



(6) 陳 情

番号	件 名	提 出 者	受理年月日 付議年月日 付託委員会	審議年月日 経過・結果
3-1	自衛隊の医療部隊増強について 意見書を国に提出することに関する陳情	愛知県安城市百石町 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	3 . 2 . 3 — —	机上配付
3-2	弁天通り経由立川駅行きのコミュニティバス新設に関する陳情	東京都立川市栄町 立川市栄町第二団地自治会 代表者 富澤 忍 外 160 名	3 . 2 . 3 3 . 2 . 1 8 環 境 建 設	3 . 3 . 2 2 採 択
3-3	安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康をまもるための 意見書の提出に関する陳情	東京都立川市緑町 東京民医連労働組合厚生会支部 執行委員長 加藤 徹	3 . 2 . 9 3 . 2 . 1 8 厚 生 産 業	3 . 6 . 2 4 不 採 択
3-4	建設アスベスト被害の全面解決 に向けた意見書の提出を求める 陳情	東京都立川市栄町 東京土建一般労働組合多摩西部 支部 代表者 清水 政廣	3 . 2 . 9 3 . 2 . 1 8 環 境 建 設	3 . 3 . 2 2 採 択
3-5	「国民万歳条例」の制定を求める 陳情	東京都西多摩郡瑞穂町 角田 統領	3 . 2 . 2 2 3 . 6 . 1 0 総 務	3 . 6 . 2 4 不 採 択
3-6	弁護活動白紙委任契約の是正に 必要な措置を求める陳情	東京都西多摩郡瑞穂町 角田 統領	3 . 3 . 9 3 . 6 . 1 0 総 務	3 . 6 . 2 4 不 採 択
3-7	厚生労働省へ保健所の感染症に 対する機能強化の意見書を提出 することに関する陳情	愛知県安城市百石町 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	3 . 3 . 3 0 — —	机上配付
3-8	首都東京の在日米軍基地返還の 道筋をつける為、対外的情報省の 設立を求める意見書を防衛省に 提出することに関する陳情	愛知県安城市百石町 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	3 . 5 . 1 0 — —	机上配付
3-9	水道水源井戸の有機フッ素化合物 汚染について東京都への意見 書提出に関する陳情	東京都立川市砂川町 地下水の保全を進める会 代表者 小佐野 洋美 外 142 名	3 . 5 . 2 4 3 . 6 . 1 0 環 境 建 設	3 . 6 . 2 4 採 択
3-10	西砂町の交通不便解消に関する 陳情書	東京都立川市西砂町 西砂自治会 西砂町の交通不便 解消を求める会 代表 川杉 芳枝 外 407 名	3 . 5 . 2 4 3 . 6 . 1 0 環 境 建 設	3 . 6 . 2 4 採 択
3-11	学校給食食材有機化に関する陳 情	東京都立川市砂川町 加藤 清吾	3 . 5 . 2 5 3 . 6 . 1 0 文 教	3 . 6 . 2 4 不 採 択
3-12	再生可能エネルギー電力の割合 を高める 2030 年エネルギー基本 計画の改定に関する陳情	多摩きた生活クラブ生協 ま ち・立川 ※住所、氏名は申し出により非公 開	3 . 5 . 2 5 3 . 6 . 1 0 環 境 建 設	3 . 6 . 2 4 採 択
3-13	パンデミックに潜在看護師を活 用すべきと国に意見書を提出す ることに関する陳情	愛知県安城市百石町 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	3 . 6 . 7 — —	机上配付

番号	件名	提出者	受理年月日 付議年月日 付託委員会	審議年月日 経過・結果
3-14	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	沖縄県那覇市おもろまち 「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従 東京都新宿区四谷 全国青年司法書士協議会 会長 阿部 健太郎	3.6.21 3.9.8 総務	3.12.20 不採択
3-15	貴議会における下記事項の議員提案の要請 要請内容 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること	沖縄県那覇市泊 沖縄戦遺骨ボランティア「ガフマヤー」 代表 具志堅 隆松	3.7.27 — —	机上配付
3-16	「地域的な包括的経済連携(RCEP)から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情	東京都西東京市西原町 金森 典子	3.8.3 3.9.8 厚生産業	3.9.30 不採択
3-17	母(毛嘉萍)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	東京都台東区浅草 付 偉彤	3.8.13 — —	机上配付
3-18	特定定額給付金の再度実施について求める意見書を立川市議会が政府に提出することに関する陳情	愛知県安城市百石町 一輪のバラの会 代表 加藤 克助	3.8.18 — —	机上配付
3-19	同性パートナーシップの公的承認についての陳情	※住所は申し出により記載しない 鈴木 公大	3.11.10 3.12.7 総務	3.12.20 採択
3-20	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度に関する陳情	※住所は申し出により記載しない 堺 志のぶ 西村 美穂	3.11.10 3.12.7 総務	3.12.20 継続
3-21	災害発生時の用水確保策に関する陳情	東京都立川市上砂町 たちかわ・財政を考える会 (たちかわ市民みらい会議) 代表者 増田 正三郎	3.11.15 3.12.7 総務	3.12.20 継続

弁天通り経由立川駅行きのコミュニティバス新設に関する陳情

1 受理年月日 令和3年2月3日

2 陳情者 立川市栄町
立川市栄町第二団地自治会
代表者 富澤 忍 外160名

3 陳情の要旨

現在は廃止となっていますが、以前、立川バスが「弁天通り経由立川駅行きバス」を運行されていたことを受け、かねてから、この路線の復活を要望する声が第二団地の自治会では幾度となく挙がっております。今回は、この路線を地域のコミュニティバスとして新設いただけますよう、第二団地一同、強く要望します。

4 陳情の理由

昭和38年により分譲された立川市栄町第二団地(現戸数：150世帯)は、近年、入居者の高齢化が進むと共に、子育て世帯の入居も増え、公共交通機関が欠かせない世帯も見られる状況になってきました。上記の世帯を含む住民は、市役所や病院、買い物などで立川駅に行かなければならない機会は少なからずあります。しかし、立川行のバス停(立川バス・西武バス：栄町三丁目、立川バス：旭会)を利用するためには最も遠い世帯で約1km離れているため、高齢者が利用しづらい状況です。一方、最寄りのバス停(立川バス：立川ろう学校)を利用した場合、国立駅で電車に乗り換える必要があり、こちらも高齢者や幼児連れの世帯には移動の負担が大きくなっています。

記

高齢者や幼児連れ世帯を中心とした第二団地の住民が、市役所・病院・買い物など生活に必要な立川駅への交通手段として、かつて運行されていた「弁天通り経由立川駅行きバス」をコミュニティバスとして新設することを要望する。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康をまもるための意見書の提出に関する陳情

1 受理年月日 令和3年2月9日

2 陳情者 立川市緑町
東京民医連労働組合健生会支部
執行委員長 加藤 徹

3 陳情の要旨

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック(感染爆発)は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染の対応が必要になることは明らかです。

4 陳情の理由

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、次の事項について国へ意見書を提出いただけますよう陳情します。

記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康をまもるための意見書の提出に関する
陳情

立川市緑町

東京民医連労働組合健生会支部
執行委員長 加藤 徹

陳情の要旨

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック(感染爆発)は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、これらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足などの問題です。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染の対応が必要になることは明らかです。

陳情の理由

新型コロナウイルスの感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、次の事項について国へ意見書を提出いただけますよう陳情します。

記

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

以上

建設アスベスト被害の全面解決に向けた意見書の提出を求める陳情

1 受理年月日 令和3年2月9日

2 陳情者 立川市栄町
東京土建一般労働組合多摩西部支部
代表者 清水 政廣

3 陳情の要旨

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによる健康被害が全国に広がっている。わが国においては、建築物の不燃化対策の一環として、国がアスベスト含有建材の使用を指定・促進し、その結果、輸入されたアスベストの多くが建設資材として使われてきたことから、建設業従事者の中で健康被害が特に多発している。これらの被害者は日本の高度経済成長を支えてきた人々である。

平成18年9月よりアスベストの使用がようやく原則禁止されたものの、それ以前に使用されたアスベストを含んだ建築物の改修・解体工事に伴う粉じんの飛散による建設労働者や周辺住民の被害が依然として危惧されている。

建設業従事者は、重層下請構造の下で、異なった多数の建設現場に従事していることや、いわゆる一人親方と呼ばれる個人事業主として従事する人々が多い。アスベストによる疾病は30年から40年という長期間が経過した後に発症することが多く、亡くなってからようやく労災認定がされる事例や、個人事業主等として扱われ労働者としては労災認定されずに補償が不十分である事例が多いのが実情である。

国とアスベスト建材製造企業の責任を問う「建設アスベスト東京1陣訴訟」が平成20年5月に提訴されてから12年経った令和2年12月13日に、最高裁が国の上告を不受理とし、全国の建設アスベスト訴訟の中で初めて、個人事業主等も含む建設アスベスト被害に対する国の責任が最高裁で認定された。そのことを受けて、令和2年12月23日には田村憲久厚生労働大臣は原告に謝罪し、協議の場を設ける意向を表明した。

また、令和3年1月28日には、「建設アスベスト京都1陣訴訟」で国の上告を不受理とするとともに、アスベスト建材製造企業8社の上告を不受理とし、建材企業の連帯責任(共同不法行為責任)が初めて最高裁で認定された。

しかし、建設アスベスト被害者は今なお増加している。アスベスト疾患での労災認定件数は全国で毎年1000人を超えているが、その6割近くを建設業従事者が占めている。建築物・工作物の解体工事は2030年前後にピークを迎えると予測されており、建設従事者は依然としてアスベスト曝露の危険にさらされている。

4 陳情の理由

この間、多くのアスベスト被害者が命を落とし、病も進行している。長い裁判によることなく、一刻も早く救済が図られるようにしていくとともに、今後、建設現場でのアスベストの飛散と曝露を徹底的に防止していくことが求められている。

記

裁判によることなく建設業従事者のアスベスト被害者とその遺族が早期の補償が受けられる補償基金制度の創設ならびに今後のアスベスト被害の拡大を防止するための抜本的対策を直ちに講じ、アスベスト問題の全面解決を図ることを国会及び政府に求める意見書の提出を陳情するものです。

陳情書

2021年2月15日

立川市議会

議長 福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

角田 統領

「国民万歳条例」の制定を求める陳情

第1 陳情の趣旨

国民主権を旨とする「国民万歳条例」の制定を求める。

第2 陳情の原因

新憲法である日本国憲法は、1947年（昭和22年）に施行された。

憲法記念日は、国民の祝日に関する法律の第二条で「五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。」と規定されている。

当自治体には「国民の祝日に関する法律」に対応する条例がない。

第3 陳情の理由

読売憲法改正試案は「第一章 国民主権」とし「第一条（国民主権）主権は、国民に存する。」としている。

生まれてこのかた「国民万歳」という声を聞いたことがない。

この「万歳」と言う言葉の意味は「祝いや喜びの気持ちを込めて万歳を唱えること」である。

憲法記念日は、旧憲法である大日本帝国憲法の無権利者である臣民が、国の権利者すなわち主権者である国民に脱皮、すなわち法的地位が変動した日であり、祝い、喜ぶべき日である。しかし、日本国民は「国民万歳」と唱うことを忘れている。

日本国民は、反人権の旧憲法の臣民という隷従の法的地位から基本的人権の新憲法の世界に解放された「カナリヤ」である。

国民に良く親しまれた『唄を忘れたカナリヤ』という歌がある。この歌は憲法施行の年に国定教科書に採用された。その4番には、次の歌詞がある。

【唄を忘れたカナリヤは 象牙(ぞうげ)の船に銀の櫂(かい) 月夜の海に
浮かべれば 忘れた唄をおもいだす】

いま国民は、忘れていた「国民万歳」という唄を唱うために、憲法記念日に行事を設けて、国民主権を旨とする日本国憲法の本旨である「国民万歳」を三唱し、その民主的な発展を記念し、国の成長を期する一助とするために、象牙の船としての憲法に相応しい、銀の櫂としての「国民万歳条例」の制定を求める。

ブログ【オンブズ大統領】検索



陳 情 書

2021年3月9日

立川市議会議長
福島 正美 殿

東京都西多摩郡瑞穂町

陳情者 角田 統領

件名：弁護活動白紙委任契約の是正に必要な措置を求める陳情

第1 陳情の趣旨

- 1 立川市被告訴訟事件の委任契約における、弁護活動の合意内容の欠欠に係る事実確認及びその是正に必要な措置を求める。

第2 陳情の原因

1 契約当事者

甲 立川市代表者立川市長清水庄平

乙 弁護士 渋田幹雄

- 2 両当事者は令和2年11月11日、東京地裁立川支部事件番号 令和2年(ワ)第1190号について、委任契約書を締結した。(陳第1号証)

その際、同契約書には弁護士職務基本規程第二十九条(受任の際の説明等)を明文化した内容が契約書に含まれていない。(陳1号証)

3 両当事者の義務

- 1) 甲には、契約に際して「不当な契約の締結」をしてはならない義務がある。
- 2) 乙には、本件を受任するに当たり、弁護士職務基本規程第二十九条(受任の際の説明等)に基づいて、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法について、説明を行う義務がある。
- 3) 甲は乙に対して、前項の「説明」文書の交付を求めなかった。
- 4) 乙は甲に対して、前項の「説明」文書を交付しなかった。



5) 陳情者の情報公開の請求に対して、立川市長は令和3年2月8日付で「公文書非公開決定通知書」を陳情者に交付した。(陳2号証)

6) 立川市長は、本件「全部非公開を決定した」理由は「事件の見通し、処理の方法についての説明は、口頭で行っており、文書が不存在のため。」とした。(陳第2号証)

第3 陳情の理由

1) 立川市長は、本件訴訟事件の委任契約を締結するにあたり、事件の見通し、処理の方法について、契約予定者である弁護士から受けた説明について文書の交付を求め、これが為されないときは録取するなどして内容を確認し、本件委任契約書にはこれが編綴される必要がある。

その不作為は、二つの損害を発生させる。

第1は、その重要な弁護活動である「事件の見通し、処理の方法」について、説明を行う義務部分について、白紙委任契約となり、立川市を危険に曝すことになる。

第2は、市民及び公衆の情報公開請求や情報開示請求における「知る権利」を侵害し、市民及び公衆に損害を与える。

第4 関係法令

1 弁護士職務基本規程第二十九条(受任の際の説明等)

【事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない。】

2 弁護士職務基本規程第三十条(委任契約書の作成)

【弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。】

3 弁護士職務基本規程第三十六条(事件処理の報告及び協議)

【弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。】

契 約 書



陳
甲
第
一
号
證

依頼者 立 川 市 を甲とし、
受任弁護士 渋 田 幹 雄 を乙として次のとおり契約する。

- 1 甲は、乙に対し、次の件を委任し、乙は、これを受任する。
東京地方裁判所立川支部 事件番号：令和2年（ワ）第1190号損害賠償請求
事件（原告：特定非営利活動法人護民官・被告：立川市）についての一切の件
- 2 乙は、弁護士法により、誠実に委任事務の処理に当たるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、乙の所属する弁護士会の旧報酬規程等により、後記の着手金、
報酬等を次のとおり支払うものとする。
(1) 後記着手金は、本契約締結後速やかに支払うものとする。
(2) 事件処理の進展に伴う必要な諸費用及び委任の目的が達成された場合の報酬
は、乙からの請求を受け、協議成立後速やかに支払うものとする。
- 4 甲が着手金及び事件処理に必要な費用又は報酬を支払わないときは、乙は、事
件処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。
- 5 甲が乙の責によらない事由で解任し、又は無断で取下げ、放棄、和解等をな
し、事件を終了させ、若しくは委任事務の遂行を不能ならしめたときは、委任の
目的を達したものとみなし、乙は、甲に対し、要した経費の全額を請求すること
ができる。
- 6 甲が第3項により乙に支払うべき着手金又は報酬は、消費税及び地方消費税を
含むものとする。

記

着 手 金

金 110,000 円也

(消費税及び地方消費税を含む。)

その他諸費用 (印紙、郵券、謄写
通信、交通費)

別途協議精算

その他 (旅費、日当、宿泊
料)

別途協議精算

報酬

別途協議精算

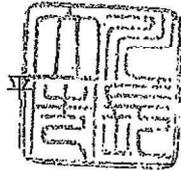
(消費税及び地方消費税を含む。)

令和2年11月11日

住所 立川市泉町1156番地の9

依頼者(甲) 立川市

代表者 立川市長 清水 庄



事務所 立川市曙町3丁目37番10号

渋谷・仁藤法律会計事務所

受任者(乙) 弁護士 渋谷 幹雄



公文書非公開決定通知書

住所 東京都西多摩郡瑞穂町 XXXXXXXXXX

氏名 角田 統領 様

実施機関 立川市長 清水 庄平 印

令和3年1月26日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり全部非公開とすることに決定したので、立川市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	弁護士渋谷幹雄が代理人となった事件（事件番号 令和2年（ワ）第1190号）について、同弁護士が事件を受任するに当たり、立川市から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法について行った説明の内容が記載された文書
請求された公文書を非公開とした理由	事件の見通し、処理の方法についての説明は、口頭で行っており、文書が存在のため 条例第12条第2項に該当の有無（ 該当します。 <u>該当しません。</u> ）
条例第12条第2項に該当する場合の公文書の公開をすることができる時期	
ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後に新たに公開請求をする必要があります。	
主管課	行政管理部文書法政課法政係 電話 042-523-2111 （内線2616）
事務担当課	行政管理部文書法政課情報公開係 電話 042-523-2111 （内線3305・3306）

（注意）

ご不明な点がございましたら、事務担当課又は主管課までお問い合わせください。

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の

（裏面へ）

陳
甲
第
2
号
證

東京都への意見書提出に関する陳情

住 所 立川市砂川町 [REDACTED]
団体名 地下水の保全を進める会
代表者氏名 小佐野 洋美 [REDACTED] ほか 142 名
(連絡先の電話番号) [REDACTED]

1. 陳情の要旨

水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染について、原因究明と汚染除去をするよう、東京都に意見書を提出してください。

2. 陳情の理由

多摩地域で水道水源の井戸から有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)が高濃度で検出され、立川市内では、2020年3月に栄町一号二号水源井戸を停止しています。

有機フッ素化合物は、熱にも油にも水にも強く、泡消火剤やフライパンの表面加工、撥水剤、食品包装材などに幅広く使われていますが、自然界で分解されにくく、別名「永遠の化学物質」とも呼ばれています。体内に蓄積されガンなどの発症リスクや低体重の新生児が生まれやすいことも指摘されています。

2016年沖縄の米軍基地周辺で水道水源の高濃度汚染が発覚し、厚生労働省もようやく2020年4月から、PFOS、PFOA合算で10あたり50ナノグラムという水道水の暫定目標値を設定しました。

水資源は世界的には希少資源と言われています。水道水源をはじめ、さまざまな事業で活用している地下水は、貴重な資源です。公共材としての足元の地下水を守っていくことが、地下水を水道水源として安全に飲むことができ、資源として持ち続けることとなります。そのためには安全性が欠かせず、汚染除去方法の確立も重要です。また、汚染拡散防止のためにも揚水の継続が必要です。よって、立川市議会から、東京都へ下記のとおり意見書提出をお願いします。

記

1. 有機フッ素化合物の汚染原因を究明し、汚染原因を解消すること。
2. PFOS、PFOAの活性炭による除去など除去方法を確立すること。
3. 地下水の揚水を継続し、汚染の拡散を防止すること。
4. PFOS、PFOAの規制に伴い、代替の有機フッ素化合物についても検査対象とすること。

立川市議会

議長 福島 正美 殿

令和
平成33年5月24日



西砂町の交通不便解消に関する陳情書

要旨

西砂町の交通不便解消について、下記要請内容を求める陳情書を提出します。

記

- 1、西砂川循環線（昭島・堀向線）の便数を増やすこと
- 2、高齢者や障がい者等が買い物や通院に行けるように移動手段の確保策を至急行うこと
- 3、学習館や会館など地域の公共施設をつなぐ路線の確保を行うこと（市役所等へ乗換えなく行けること）
- 4、緊急時の路線確保

理由

西砂川循環線（西武立川經由昭島・堀向線）が、平日 22 便から 5 便に減らされ、住民、特に高齢者にとっては、買い物・通院・駅利用の唯一の交通手段が利用できなくなってしまった。会館や学習館にも歩いて行くのには遠く交通手段がないためなかなか利用できない。

家に引きこもるしかない高齢者が増えてきています。肉体的、精神的、社会的なバランスが取れてこそ、老後の生活が健康で満たされたものとなります。

高齢化が進んでいる西砂地域、にぎわいと違ってやすらぎの地域ではあるが、住民が安心して暮らせ、地域の交流や活性が図れる地域となることを願うばかりです。

令和 3年 5月 24日

立川市議会議長 福島 正美 様

陳情者住所 〒190-0034

立川市西砂町

陳情者氏名 西砂自治会

西砂町の交通不便解消を求める会

代表 川杉 芳枝 外407名

電話番号



学校給食食材有機化に関する陳情

陳情第11号

住 所 東京都立川市砂川町

代表者氏名 加藤清吾

(連絡先の電話番号)

陳情の要旨

子ども達の健康維持と、命を守るという観点から、食生活の見直しを必要不可欠とし、特に学校給食という貴重な栄養源の確保の場から安全面の見直しを図る事は、未来ある子ども達、これから生まれてくる子どもたちの健康を第一に考えるのであれば、早急な対策が必要と考えます。

陳情の理由

科学的技術が先行し、食の利便性、効率性、生産性が上がる一方で、人間の身体の健康維持とは相反した事実が浮き彫りになってきています。農薬や化学肥料、添加物や人工甘味料、遺伝子組み換え、ゲノム編集食材など、安全性が立証できていない食材が今の日本の中で横行してしまっている事実があります。農薬の使用量と自閉症などの有病率が比例している研究結果や、2015年にはWHOの専門機関IARC(国際がん研究機関)は、農薬成分(グリホサート)は、おそらく人に対して発がん性がある(5段階の2番目)と発表。2018年年米カリフォルニア州では除草剤(ラウンドアップ)が原因として癌を発症したとする男性の訴えを認め、企業側に損害賠償命令を要請。このような事実からも食の安全性を根本から見直し、改善させる必要を感じます。海外では有機食材に切り替え、発達障害やアレルギー障害を改善させている事例が顕著に顕れています。子ども達への安全安心な有機食材提供が世界に比べて遅れている日本でも各地方自治体から動きが活発化しています。千葉県いすみ市では農家の協力を元に地域が買い付けを実現、石川県羽咋市では農協の協力もあり、それぞれ学校給食有機化を実現しています。ソウル市においては市内全ての小、中、高校で「オーガニック無償給食」が2021年から完全施行。有機食材(有機農家)を増やすことは農薬の健康被害を受ける農家の方の健康を守ることに繋がります。温暖化における気候変動の問題や、掲げられているSDGsの観点から本来の持続可能な循環型の安全な食生活環境により人の命を守る事を実現するには有機食材を増やし、影響の受けやすい子ども達の学校給食を有機食材にすることが必要不可欠となります。F1種においては、雄性不稔や農薬、維持費の高騰などの観点から、持続可能概念には適していない面があると考えます。有機農業を拡大する事で、問題視されている土の問題、化学肥料や動物性肥料(抗生物質の耐性問題)の使用における微生物死滅による土壌劣化の改善に繋げることも可能となります。世界ではアグロエコロジーを実践し、自然に寄り添う生態系を重んじ効率をあげる農法を既に成功させています。これに日本も賛同していますが、みどりの食料システム戦略内容の時期や科学農薬改革等に対し懸念を払拭出来ない事、今の子ども達のいのちを守るためには地元農家だけでは対応が困難な事から、地域主体とした取り組みを必要とし、地元、地方有機農家と提携をした安全な有機食材の確保が必要と考えます。

記)

1、より安全な学校給食有機化実現を目指す為、有機食材調達の実践を宜しく御願ひ致します。

令和3年 5月 25日

立川市議会議長 福島正美 殿



再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030 年エネルギー基本計画の改定に関する陳情

住所 東京都立川市 [redacted]
団体名 多摩まに生活クラブ連協 ぽろ・立川
代表者氏名 [redacted] ほか4名
(連絡先の電話番号) [redacted]

1. 陳情の要旨

立川市は、日本国政府に対して、再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030 年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出して下さい。

2. 陳情の理由

気候危機により人類の持続可能性が今問われています。気温を 2100 年までに産業革命から 1.5℃上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している二酸化炭素が原因です。2030 年第 6 次エネルギー基本計画の改定はコロナと気候危機が進んでいる今、大変大切な計画になります。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。2030 年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

2021 年 3 月には東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 年の節目を迎えました。廃炉の見通しも未だ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。日本は約 70%の食料とほぼ 100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050 年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進める事です。

エネルギー政策の基本は、地域です。市は、国を動かしていく役割があると考え、以下に要請します。

記

◆要請事項

- 1. 国は、次期エネルギー基本計画で、2030 年度の再生可能エネルギー電力目標を 60%以上、2050 年度は 100%としてください。
- 2. 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめてください。

以上

令和 3 年 5 月 25 日
[redacted]

立川市議会
議長 福島 正美 殿

